



困難な問題を抱える女性への支援
に関する検討会（第2回）

令和8年9月2日

資料 2

神奈川県における女性支援の取組

～法に基づく施策の現状や課題について～



令和8年9月2日

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

ともに生きる 翔子

◆人口
919万8364人（うち女性464万6241人）※

◆自治体数

政令指定都市	中核市	一般市	町	村	
3	1	1 5	1 3	1	3 3市町村

支援の中心となる 3 機関

1

女性相談支援員



1 2 8 名体制
(うち常勤14名)

非常勤職員
が大半

県 36名
※ 町村部は県が配置
市 92名

2

女性相談支援センター

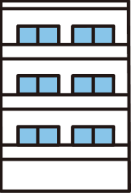


1 か所
(住所非公開)

一時保護を行う県内唯一の女性
相談支援センター
※ 公設公営

3

女性自立支援施設



1 か所
(住所非公開)

県内唯一の女性自立支援施設
※ 指定管理

※令和8年7月1日現在（令和7年国勢調査結果速報に基づく推計）

県や市の女性相談支援員が対象（一部は民間団体も受講可） 研修は年間約30回で今後は研修の体系化を検討中



神奈川県庁

主に関係機関連携

- ◆ **初任者研修(基礎)**(年1回)
資質向上と職への定着等をめざし、基礎知識を深める
- ◆ **初任者フォローアップ研修**(年1回)
対応力向上や相談しやすいネットワークの構築をめざし、少人数での意見交換や講師による支援者へのメンタルヘルスケア、フォローアップを実施
- ◆ **女性支援事業事例検討会**(年1回)
対応力向上のため、生活困窮者支援など様々な分野と連携した事例を取り上げた検討会を実施
- ◆ **DV被害者支援のための県警・行政連携ワークショップ**(年2回)
女性相談支援員・女性相談支援センターと警察の連携手法やDV支援を学ぶ



女性相談支援C

主に女性支援

- ◆ **新任研修** (年1回)
女性相談支援員の業務について基礎的な知識を学ぶ
- ◆ **女性相談支援員等研究協議会**(年1回)
相談員の円滑な業務の運営や資質向上を図る

行政職員向け

- **新任行政職員研修会**(年1回)
県内の新任担当者を対象に、女性支援の基礎知識の習得及び県が推進する女性支援策に関する研修を実施



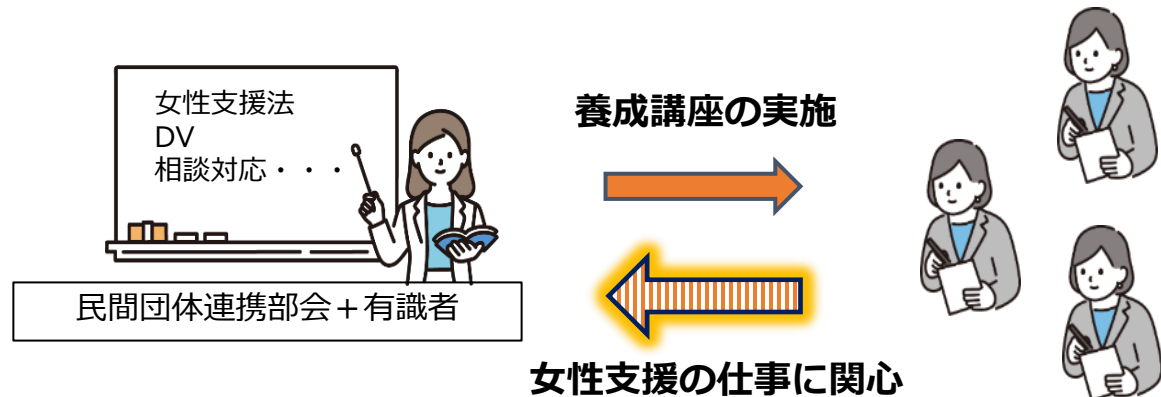
配偶者暴力相談支援C

主にDV相談支援

- ◆ **女性問題研修会**(年4回)
女性相談支援員等の資質の向上を図るため、DVの問題を中心に女性をめぐるテーマについて学ぶ
- ◆ **市町村拡大事例検討会**(年3回)
相談員の資質向上のため、市町村と合同で事例検討を実施



民間団体連携部会の構成員と協働し、有識者にも協力いただき、県が新たな人材発掘のための講座（2日間、全11講義）を令和7年度に開始



◆ 令和7年度参加者実績：42名
（2日間延べ参加人数：89名）

◆ 令和8年度は、ステップアップ講座も実施予定



神奈川県

はじめて学ぶ

女性支援講座

参加無料

困難な問題を抱える女性を支える力を「あなたの手」で

女性が抱える困難な問題は、DV被害や女性特有の生きづらさ、生活困窮、子育ての課題、就労問題など、多様化・複雑化しています。そんな困難な問題を抱える女性が一歩踏み出せる環境を作るためには、支える人の存在が不可欠です。



日時 2/7(土)・14(日) 2日間の講座
9:30～16:00 (予定)

会場 神奈川県庁 (横浜市中区日本大通1)

対象 県内在住・在勤・在学の女性 30名
・1日目・2日目とも参加できる方
・困難な問題を抱える女性に対する支援に関心のある方
・自治体の女性相談支援員として働きたい、民間支援団体で働きたいと思っている方

募集締切 1月16日(金) 17時まで

申込 e-kanagawa 電子申請
※ e-kanagawaでの申込みが難しい方は、ファクシミリで申込みも可。
(申込用紙：県ホームページに掲載)

プログラム(内容)

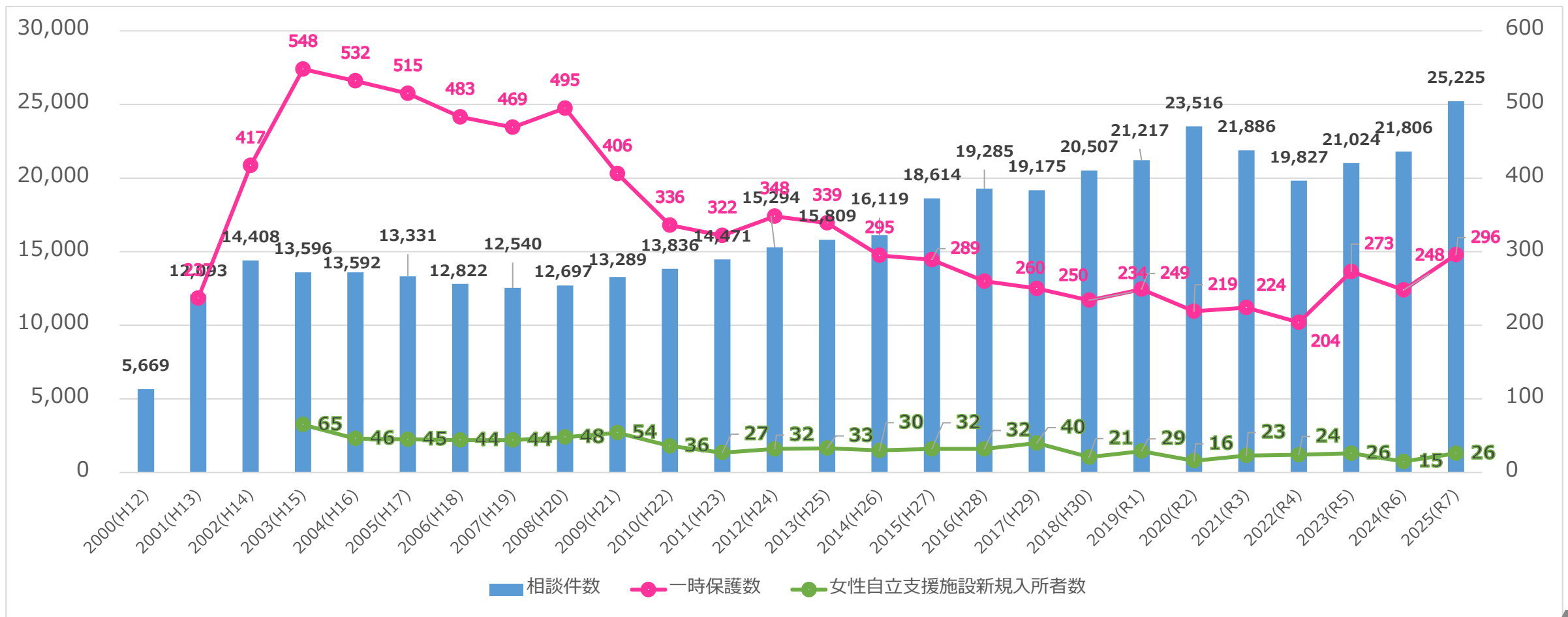
- 女性が抱える問題を知ろう
- ソーシャルワークの基礎について
- 支援現場について知ろう
- グループワークあり

申込みはこちら

神奈川県共生推進本部室男女共同参画グループ FAX：045-210-8854

相談・一時保護・女性自立支援施設新規入所者数の推移

- ・相談件数は、年々**増加傾向**
- ・一時保護数は**減少傾向**にあるが、女性支援法制定（R4）以降、**若干増加傾向**にある。



女性支援法の理念の実現に向けての課題

- 女性をめぐる課題は、**暴力、性被害、家庭関係、生活困窮など多様化・複雑化**
- 関係機関が連携して切れ目なく、**当事者に伴走支援する体制が必要**

しかし、現状では、市町村の支援やNPO等の民間団体の活動を
後押しする仕組みが不十分



- ✓ 地域で伴走支援を担う市町村が**組織**として対応するための**仕組みづくり**
- ✓ 民間団体が特色を生かした**活動**ができる**仕組みづくり**



現状（課題）

- 一時保護を受けた場所で、生活保護の申請を受けつけると、**一時保護所がある市町村の生活保護件数が増加**してしまう
- 県や民間団体が一時保護所を設置する際に、市町村との調整が難しくなる可能性がある
- **身近な市町村で相談でき、地域で切れ目なく伴走支援をすることが自立に向けて重要**



県の実施

◆ 神奈川県方式の実施

- ・ 困難を抱える女性の相談の発生地を所管する市町村又は県福祉事務所が**実施機関として支援を担う仕組み**
- ・ 生活保護などの**実施機関も同様**



未解決の課題

市町村によって支援施策が異なるため、地域によって希望する支援が受けられるとは限らない

課題 1

公的支援機関における支援状況②

ニーズに応じた支援



現状（課題）

- ◆ 女性相談支援C及び女性自立支援施設は、DV被害者を守るため、**スマホ等の利用は不可**
 - ➡ 入所の実質的なハードルとなっている
- ◆ 秘匿の必要性がない者への支援体制については、国庫補助メニューが追加されたが、**女性相談支援Cや女性自立支援施設のサテライトとして設置する必要がある**
 - ➡ 人的体制が限られ、サテライト設置は困難

安全のためのルール

通信機器の持込



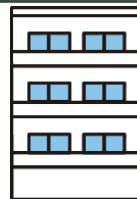
通勤・通学



外部との連絡



女性自立支援施設



住所等非公開



県の取組

民間団体へ委託することで、本人の意思を尊重した支援や、ニーズに応じた多様で柔軟な自立支援ができる新たな施設を設置

➡ **社会とのつながりを持った自立支援**を実施

わたしのお家



未解決の課題

民間団体への委託は、施設要件も満たせず、女性自立支援施設としての国庫補助は活用できない

課題2 民間団体との協働による支援状況① 民間委託シェルター

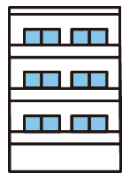
現状（課題）

- 女性支援法施行後、一時保護数が増加しており、**現状の女性相談支援センターの体制では対応が難しい**
- 民間シェルターの委託料は、1日当たりの単価契約・実績払いのため、**収入が不安定**

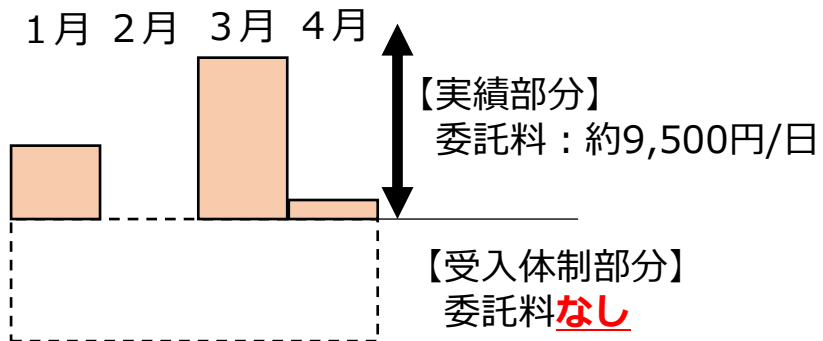
民間シェルター



一時保護委託
(委託料)



女性相談支援C



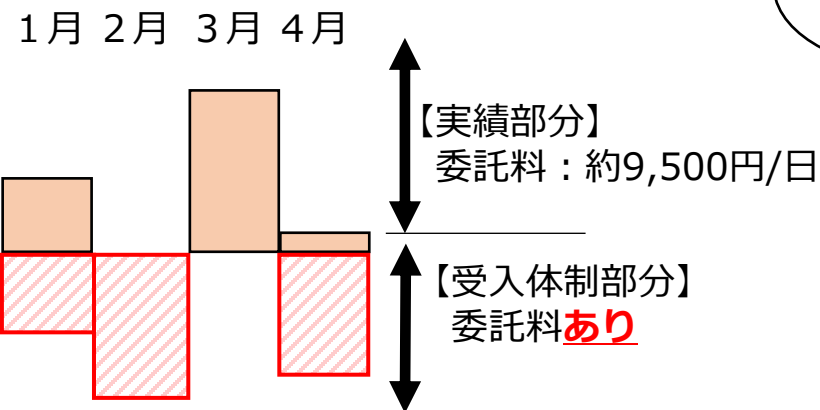
- 県が入所先を決定するため、**民間団体の自主努力で入所者を増やすことはできない**
- 事案が発生に備え、**常時受入体制の維持しておく必要があるが、委託料の措置はない**

➡ **常に不安定な委託運営を強いている**

県の取組

県単独事業として、一時保護されていない期間の**賃料や光熱水費などのシェルターの維持費の支援を開始**

新たな委託料の仕組み



この仕組みなら、
安定した運営がで
きそう！参入して
みようかな…



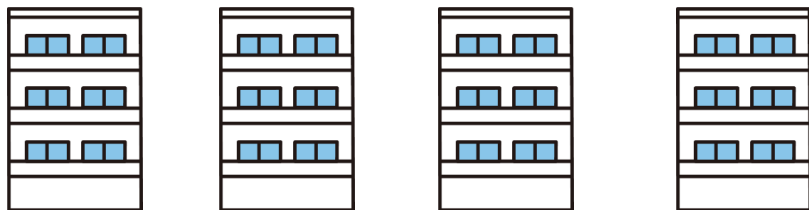
新規参入を
検討する団体

未解決の課題

既存シェルターの安定運営等は促進されたが、
NPO等の財政基盤は脆弱なため、新たな加算だけ
では限界がある

課題2 民間団体との協働による支援状況② 通所型支援

現状（課題）



- これまでの女性支援は「**入所型**」が中心
- 「入所」は**生活環境を変える必要があるためハードルが高く**、支援からこぼれ落ちている



<県内女性相談支援員等に対するアンケートR6.6実施>

順位	一時保護や入所支援に繋がらなかった理由
1位	生活環境を変えたくないから(仕事を変えたくない、かかりつけ医がいる、出産間近である等)
2位	シェルターや女性自立支援施設は通信機器(スマホ等)が使用できないから
3位	子の転校は避けたいから

通所型支援があれば継続的支援ができたと考えられる
ケース → **130件程度/年**



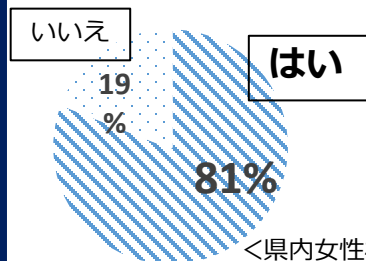
支援につながらず！

県取組

民間との協働による**通所型支援の開始 R7.9~**

- ✓ いつでも立ち寄ることができ、人とのつながりを実感できる**居場所**
- ✓ 自宅から通いながら、**専門的支援**を受けることができる(心理的ケア、日常生活支援、自立支援施設退所後のアフターフォロー)

通所型支援は支援策の一つとして必要だと思うか



多様なニーズへ対応！

<県内女性相談支援員等に対するアンケートR6.6実施>

未解決の課題

どの市町村に住んでいても利用できる環境には
なっていない

課題3 支援に関わる人材の育成・支援者支援① 相談支援体制

現状（課題）

- ◆ 女性相談支援員は配置基準がないため、市町村によって**体制や支援の内容、質に差**
- ◆ 市及び町（県配置）では、会計年度任用職員が多いため、常勤換算で**1名未満の配置も多く**、孤立のおそれもある
- ◆ 離職が多く、採用に難航することもある
- ◆ 女性相談支援員まかせで、**組織としての対応が弱い**になっていないか
- ◆ 窓口での相談対応、ケース記録の作成に追われ、**きめ細やかな支援が困難**

一人職場

複雑化する課題



度重なる制度改正

不安定な雇用



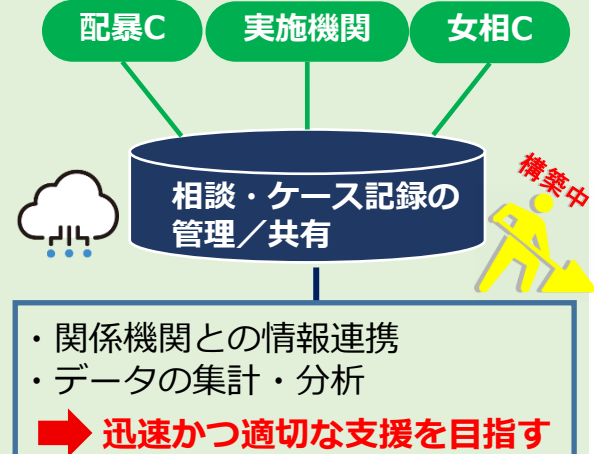
県の取組

- ◆ 市の配置に係る国の補助に**県の補助を上乗せ**
- ◆ 実施機関（県機関）が情報共有するための**ツールを試行開発・導入予定**

女性相談支援員（非常勤）の雇用財源



情報共有ツールの導入



未解決の課題

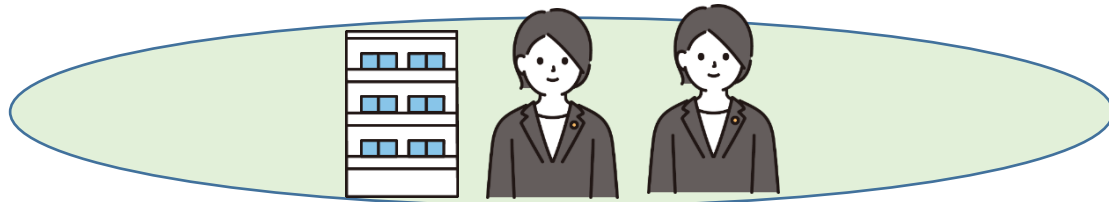
市町村ごとの組織体制や支援状況などの差を県の支援だけでフォローすることは困難

課題3 支援に関わる人材の育成・支援者支援② 市町村支援

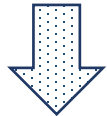


現状（課題）

- 女性相談支援センターの現体制では、複合的な困難を抱える相談者の増加により、**一時保護への対応で手一杯**
- 支援機関間の連携を**主導する余力がない**
- 市町村により、女性相談支援員の**対応範囲が異なる**



女性相談支援C



バックアップ体制
が不十分



市町村



県取組

◆ 県女性相談支援員を増員して連携促進

- 支援調整会議に行政部会を設置
- 県、行政、民間団体が、ストーカー・DVの対応に関するワークショップを開催
- 警察の相談員研修において、女性相談支援員による講義を実施
- 市の女性相談支援員が広域的に事例検討や勉強会を行うなど「横のつながり」を強化
- 一時保護シェルターによる連絡会において、関係機関との連携強化

未解決の課題

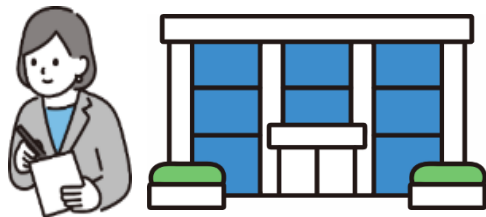
女性相談支援センターの体制を強化し、支援機関間の連携やバックアップ機能を強化する必要がある

課題④

自治体による支援状況①

現状（課題）

- ◆ 県は、福祉事務所に**女性相談支援員を配置**し、財政基盤などが脆弱な**町村を支援**



県福祉事務所



- ◆ 町村の住民にとって、**身近な役場ではなく、利用しにくい**
- ◆ 町村に女性支援の**ノウハウが蓄積されない**

女性支援って何をしたらいいんだろう…



町村役場

市町村ごとの支援体制



県の実取組

市町村を単位とする**身近な地域でのネットワークの充実**を目指し、**市町村を支援**

- ・ 支援調整会議の設置支援
- ・ 女性支援計画の策定支援
- ・ 女性相談支援員の研修実施
- ・ 市町村の実取組状況調査
- ・ 先行事例の情報提供
- ・ 課題を踏まえた助言等



未解決の課題

県は未成熟な課題や広域的な課題・人材育成に対応し、市は相談（入口）から自立支援（出口）までを伴走支援する、という**県と市の役割分担が不明確**



現状（課題）

- ◆ 児童福祉や生活困窮、生活支援、障害福祉、高齢福祉等の**関係機関が情報を共有し、適切かつ円滑な支援を行うことが重要**
- ◆ 会議の具体的な運用方法や連携のイメージ、会議を活用した支援方法の共有が未だ不十分のため、**支援調整会議の設置が進んでいない**
- ◆ 女性相談支援員が所属する担当課がバラバラで所属している課の施策との連携はできるが、**他の施策との連携が難しい**
- ◆ 女性支援は**秘匿事項も多く、庁内での情報共有に限界**がある（加害者がどこにいるかわからない）

支援調整会議
設置済み市町村数
(県内33市町村)

17市町村

※令和8年4月1日時点
※町村は県と共同設置



県の取組

- ◆ 女性相談支援センターでは、**児童相談所及び児童福祉所管課、生活保護所管課との業務連絡会を開催**し、情報共有や意見交換を実施
- ◆ 県保健福祉事務所では、**所管町村、警察等と実務者会議を開催**し、連携を促進



未解決の課題

全ての市に支援調整会議や実務者会議が設置され、活用されるよう取組を強化する必要がある

検討の視点を踏まえた考え①

1

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準の緩和

地域の実情に合わせた施設を設置・運営できるよう、
女性自立支援施設の設置・運営も柔軟な基準へ



2

民間団体への継続的な財政的支援

一時保護委託料の増額や報酬制度の導入などにより、
民間団体の安定的な財政基盤の確保へ



3

女性相談支援員の質の確保と体制強化

専門職として位置づけ、常勤化・配置基準の明確化などにより、
どこに住んでいてもきめ細やかな支援が受けられる体制へ



検討の視点を踏まえた考え②

4

女性支援に係る全国統一のシステムの構築

相談・支援記録や統計データの作成を効率化し、
関係機関とのスムーズな連携や当事者の意思と状況に応じた最適な支援へ



5

国・都道府県・市町村の役割分担の明確化

伴走支援を行う市町村が組織として対応できる仕組みを作り、
どこに住んでいても地域に密着した切れ目のない支援が受けられる体制へ

